

V—① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育内容については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、講義系科目に係る面接授業は行わないこととする一方、実習指導及び演習に関する面接授業の充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(通信課程における教育内容)

科目名	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
人体の構造と機能及び疾病	30h	/	90h	/	/	/	/
心理学理論と心理的支援	30h	/	90h	/	/	/	/
社会理論と社会システム	30h	/	90h	/	/	/	/
現代社会と福祉	60h	/	180h	/	/	180h	/
社会調査の基礎	30h	/	90h	/	/	/	/
相談援助の基盤と専門職	60h	/	180h	/	/	/	/
相談援助の理論と方法	120h	/	360h	/	/	360h	/
地域福祉の理論と方法	60h	/	180h	/	/	180h	/
福祉行財政と福祉計画	30h	/	90h	/	/	/	/
福祉サービス組織と経営	30h	/	90h	/	/	/	/
社会保障	60h	/	180h	/	/	/	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	60h	/	180h	/	/	/	/
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30h	/	90h	/	/	/	/
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	/	90h	/	/	/	/
低所得者に対する支援と生活保護制度	30h	/	90h	/	/	/	/
保健医療サービス	30h	/	90h	/	/	/	/
就労支援サービス	15h	/	45h	/	/	/	/
権利擁護と成年後見制度	30h	/	90h	/	/	/	/
更生保護制度	15h	/	45h	/	/	/	/
相談援助演習	150h	45h	405h	/	45h	405h	/
相談援助実習指導	90h	27h	243h	/	27h	243h	/
相談援助実習	180h	/	/	180h	/	/	180h
合計	1,200h	72h	2,988h	180h	72h	1,368h	180h

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

科目	通学課程	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
社会福祉原論	60h	6h	162h				
老人福祉論	60h	6h	162h				
障害者福祉論	60h	6h	162h				
児童福祉論	60h	6h	162h				
社会保障論	60h	6h	162h				
公的扶助論	30h	3h	81h				
地域福祉論	30h	3h	81h				
社会福祉援助技術論	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術演習	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術現場実習	180h			90h			90h
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	5h	120h		5h	120h	
心理学	30h	3h	81h				
社会学	30h	3h	81h				
法学	30h	3h	81h				
医学一般	60h	6h	162h		6h	162h	
介護概論	30h	3h	81h		3h	81h	
合計	1,050h	83h	2,226h	90h	38h	1,011h	90h

V—② 教育方法に関する基準

- 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、**面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】**

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合には、面接授業を委託することも差し支えない。</p> <p>(1) 社会福祉士養成施設</p> <p>(2) 社会福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1)通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2)添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当たっては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、<u>当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。(相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。)</p> <p>⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1)通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2)添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当たっては、指定規則別表第三に定める科目毎に、面接授業時に<u>試験等を実施するとともに、印刷教材による授業の時間数81時間</u>につき1回以上の添削指導を行うものとする。(社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導は除く。)</p> <p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

V—③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>事務職員を有すること。</u> <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u>	規定なし

VI 情報公開